

人の健康の保護に関する要監視項目の追加について

はじめに

現在、環境基本法に定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関しては 26 項目が定められています(以下「健康項目」)。また、水質測定結果等からみて、現時点では健康項目とはしないが、引き続き環境中での挙動や健康への影響についてデータ収集に努め、状況によっては健康項目への移行等の検討が必要になるものとして 22 項目が定められています(以下「要監視項目」)。私たちの生活をとりまく化学物質の状況が著しく変化する今日、これらの項目を見直すことは必須です。今年3月にこれら健康項目および要監視項目について見直しが行われ、健康項目は現状維持を、要監視項目は新たな5物質の追加と指針値が改定されました。[水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)(環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号、平成 16 年 3 月)]

新たな要監視項目の追加

要監視項目は平成 5 年に初めて、25 項目が設定されました。そのうち平成 11 年に、水環境中で検出率の高かった硝酸性窒素および亜硝酸性窒素、ふっ素およびほう素が、健康項目に移行されました。

今回の見直しは、WHO(世界保健機関)が飲料水質ガイドラインの全面改訂を行ったことを受け、新しい毒性情報や水環境中での検出データをもとに、5 項目を新たな要監視項目として追加しました(表 1)。ウランは原子核燃料、マンガンはステンレスや乾電池の材料としてよく耳にする物質ですが、その他の項目もプラスチックや洗剤の原料、医薬品などに用いられ、私たちの身近に存在する物質です。

表 1 新たに追加する要監視項目

項目名	指針値
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下

既定項目の指針値の見直し

指針値とは、水質測定結果を評価する上で定めているもので、長期間に摂取した場合の健康影響を考慮して算出された値です。一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても、すぐに健康上の問題に結びつくものではありません。今回の見直しで、既に要監視項目であった 2 項目について指針値が改定されました(表 2)。防虫剤等に用いられる p-ジクロロベンゼンは低い値に見直されました。セラミック原料やプラスチック難燃剤として用いられるアンチモンは、指針値が設定されていませんでしたが、これまでに蓄積されたデータをもとに、指針値が設定されました。

表 2 指針値を見直す既定要監視項目

項目名	新たな指針値	従来指針値
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	0.3mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下	-

琵琶湖水質測定結果

琵琶湖では、滋賀県と国土交通省が合わせて 15 地点で年 4 回以上(項目により異なる)健康項目の測定を実施しています。また、要監視項目については、北湖中央および南湖中央で年 1 回測定しています。H15 年度の測定結果では、ふっ素、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素を除く健康項目および全ての要監視項目は全地点で不検出でした。ふっ素、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素は検出されたものの環境基準値を大きく下回る値でした。また、当センターでは琵琶湖の鉛直方向の水質動態研究で全マンガン測定してきましたが、上層では規定された指針値を大きく下回っています。(詳細:衛生と環境 No.105、107)

おわりに

私たちの身の回りには数多くの化学物質が存在しますが、これらによる人の健康への影響を未然に防止するために、科学的なデータや情報収集とその評価がこれからも継続して行われることが重要であると言えます。

【琵琶湖水質担当】